

災害時は早めの避難行動をとりましょう！

# 避難情報の発令、 指定緊急避難場所が分かりやすくなります！

令和元年6月末からの大雨に係る災害対応の検証を踏まえ、災害時にとるべき避難行動のさらなる理解促進を図るため、避難情報の発令、指定緊急避難場所について改善を行いました。

## 1. 避難情報の発令が分かりやすくなります

- ◆ 避難情報を、各行政区域(河川流域)の**土砂災害警戒区域(洪水浸水想定区域)**など**危険な場所にいる市民等を対象**に発令します。  
【発令の地域等】

土砂: 行政区域(9地域: 中央・谷山・伊敷・吉野・吉田・桜島・喜入・松元・郡山)

洪水: 河川流域(稻荷川・甲突川・新川・永田川)



該当する町丁名も  
確認できます

※ 土砂災害警戒区域(洪水浸水想定区域)内に該当する町丁名(一部含む)は、市HP、安心ネットワーク119、市防災情報LINEで確認することができます。

(例) <中央地域>

〇〇町、△△町、□□1丁目～3丁目

## 2. 指定緊急避難場所 (兼指定避難所)



- ◆ 避難情報の発令時には、避難情報が出された地域にある、小学校や地域福祉館など、**第一開設95か所**を開設します。

【避難場所の開設順】  
第一開設 95か所  
第二開設 135か所

- ◆ 指定緊急避難場所は、災害から命を守るために緊急的に避難する施設等であり、**危険な区域の居住者等は避難をできるだけ早く行うことが重要**であるため、今回の改善により、**洪水時に同一敷地内に垂直避難できる施設**(小中学校校舎等)についても**開設**することになります。

【凡例(わが家の安心安全ガイドブックより抜粋)】

「○」避難できる施設 ⇒ 開設します

「△」洪水時に浸水のおそれがあるが、同一敷地内に垂直避難できる施設 ⇒ 開設します

「×」避難できない施設 ⇒ 開設しません